

# ZENKOKU 青税連

1986・1・25

1986に向って  
飛翔け！ 青税！

第三次商法改正に対し  
行動を起そう

No.71

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会長 小沢岳彦 編集人 広報部長 辻村祥造

# No.71 CONTENTS 1986.1

## 第三次商法改正・厳しい局面に



### 第3次商法改正の動向

取締役の責任と税理士の責任

商法対策委員会委員長

小池幸造

4~9

- |                  |       |                    |       |
|------------------|-------|--------------------|-------|
| ○主張.....         | 3     | ○横浜大会のご案内とお願ひ..... | 18~19 |
| ○第3次商法改正の動向..... | 4~9   |                    |       |
| ○秋季シンポジウム報告..... | 10~18 |                    |       |

### 青税の人々への手紙

市民のために！.....20

司法書士 細田長司

### ○会員のひろば

▷判例研究.....21

東京青税～白坂博行

▷齢40は ワクワク.....22

近畿青税～岸本秀久



全青小史 点より線そして面へ 村田昭.....23

### ○異議あり！ 異議なし！

埼玉青税 上野雅敏.....24

○編集後期.....24

## 主 張

# 弱肉強食の時代に立ち向って

経済の二重構造が叫ばれてから久しいが、今日ほど弱肉強食がまかり通っている世の中は近来ないのではないだろうか。

過去最高の利益等と新聞紙上を賑わしているが、これは大企業の話である。

なぜ昔のように全体の景気が良くならないのであろうか。経済の仕組みが大企業にのみ有利な形に完成しつつある様な気がしてならない。

下請単価の切り下げ、労働者の賃金抑制、中小企業分野への大企業の進出等々、強者が弱者を食ってますます強化している。

税制面においても例外ではない。退職給与引当金、技術等海外取引の特別控除、受取配当等の益金不算入、増資プレミアムの非課税等々、実質的に大企業にとってのみ有効な制度が多い。これは、御用学者、役人、政治家を抱きこんで自分に有利な税制を作り上げた結果と言える。

さらに税金の使途についても、福祉予算の削減、大企業向けの各種補助金の維持、軍事費の突出等々、税の持つ富の再分配機能を逆手にとり、強者へ奉仕するための大衆略奪の道具と化した感がある。各種公共料金の引き上げ、医療保険制度の改悪、年金法の改悪（試算では給付が掛金総額より少くなる）、国鉄の民営化、こう並べくると今の日本の仕組みは国民全体への奉仕ではなく、ごく一部の強者への奉仕となっている。

この流れの中で、中小業界での総仕上げが「商法第三次改正」であり「大型間接税」ではないだろうか。

※ ※ ※ ※

ところで日本の国際収支の黒字が外国から非難されているが、黒字の原因は自動車、電機を始めとする大企業の輸出攻勢によるものである。

そのツケを国民の税金を使って、米国の言いなりに軍事費を増大させ、又農産物の輸入自由化政策で農民に犠牲を強いて、非難をかわそうとしている。「国民は輸入品を買え」と言った中曾根首相の言葉は黒字の責任を国民にしわよせするものと考えざるを得ない。

大企業の内部留保をはき出させ国民全体に還元し、国内消費を活発化させることが、憲法で規定する福祉国家への道であると考える。

そうなった時に始めて国民は納得して納税するのではないか。

前述したように、今、中小業界は「商法改正」「大型間接税」という大問題に直面している。

商法では、最低資本金制度導入によって零細業者が会社制度から切り捨てられ、そして残った会社も、取締役、支配株主の責任強化、「調査」制度、登記所での決算書公開制度の導入による決算書作成人の責任強化等々危険な要素に晒されることとなる。一方大型間接税も大衆増税となるだけではなく、中小業界では、競争力の弱さから税の商品単価へ転嫁が出来にくく、結局自己負担することになりかねない。又事務量の増加も大きな負担となるだろう。そして、大型間接税、所得税、法人税等をセットにした、税務調査の強化も予想される。

※ ※ ※ ※

税理士は中小業界の代弁者であるべきだと私は思っている。

ところで、日税連、税理士会の持つ理念、目的とは何であろうか。税理士の社会的地位の向上、より良い税理士制度の確立ということであれば、税理士が生活基盤としている、中小業界の経済的発展がなければ、税理士会の目的も達成されないと云うべきである。

今、日税連は「調査」という「餅」にとびついでいる。税理士は中小業者取締の道具にされるのか。この日税連の姿勢は、目先の利益だけに捕われ、大局を見失っていると言うべきである。税理士界の良心である青税は、「商法」「大型間接税」の両問題で、数多く勉強会を開催し討議を重ねてきた。

そして「商法」においては全面反対という方針のもとで運動を展開すべき時期にあると考える。青税会員以外にも、一人でも多くの税理士にその危険性を知らせ、そして中小業者と一緒にになって反対運動を盛り上げる事が出来る様に願うものである。

# 第3次商法改正の動向

## ☆取締役の責任強化と税理士の責任☆

商法対策特別委員長 小池幸造

### はじめに

昨年9月25日、法務省法制審議会商法部会は、「商法・有限会社法改正試案(参考案)」を公表した。この改正試案は、我々税理士のよって立つ基盤である中小企業の存続を危うくし、国民のための税理士制度を崩壊させる内容を数多く含んでる。

本稿では、紙面の都合上、取締役の責任強化と税理士の責任との関連を中心に述べる。尚、その他の重要な事項については、表にまとめたのでそれらを参照していただきたい。

### I 「簡素合理化」ではない 経営管理機構の「整備」

#### ◆取締役会の強制・持回り決議◆

改正試案は、経営管理機構について、2人以上の取締役がおかれた場合、取締役会を強制し、この取締役会の決議については、役員全員の合意により、会議を開かないで決議(持回り決議など)をすることができるとしている。

このことは、取締役会を強制することにより、商法に規定する取締役の意志決定事項につき、すべての取締役にその意志決定参画をさせることを目的とする。そして、すべての取締役の意思決定参画をさらにフォローするために、持回り決議などを可能とさせているのである。

その狙いは、無責任となりうる取締役を制度的に排除することにある。

しかし、取締役会の強制と持回り決議を可とすることをもって、代表権の有無にかかわらず、複数の取締役に同一の責任を負わることは制度上バランスを欠く。

#### ◆取締役の業務調査権・監査機能の充実◆

そこで改正試案は、「取締役の業務調査権」、さらには、「取締役による監査機能の充実を図る」ことの提案を行っている。

つまり、代表権のない取締役に、代表取締役の業務執行内容について調査できる権限を保障し、同時に監査機能も持たせるというものである。こ

のことは、事実上、代表権のない取締役に代表取締役を監視させる役割を果させ、代表取締役の業務執行内容について、第三者に対し“不知”と言わせないためであることを意味している。会社内部の“チェックアンドバランス”的ではない。

したがって、これらの提案は、代表権の無い取締役の権限強化ではなく、その目的は、すべての取締役にもれなく責任を負わせるためにある。

つまり、これらの提案は、すべての取締役にもれなく会社債権者ないし第三者に対し責任を負わせるための経営管理機構の「簡素合理化」なのである。

#### ◆事実上の取締役◆

しかし、以上の提案だけでは、会社債権者ないし第三者に対する、すべての取締役の責任強化は不充分である。

この取締役の範囲をさらに「事実上の取締役」にまで拡大・適用することにより、その責任強化が満足のいく制度となる。

この「事実上の取締役」の範囲は、「取締役を称する者」にとどまらず、「その選任に瑕疵があることが後に確定」した場合であっても、「その効力は妨げられない」とされている。

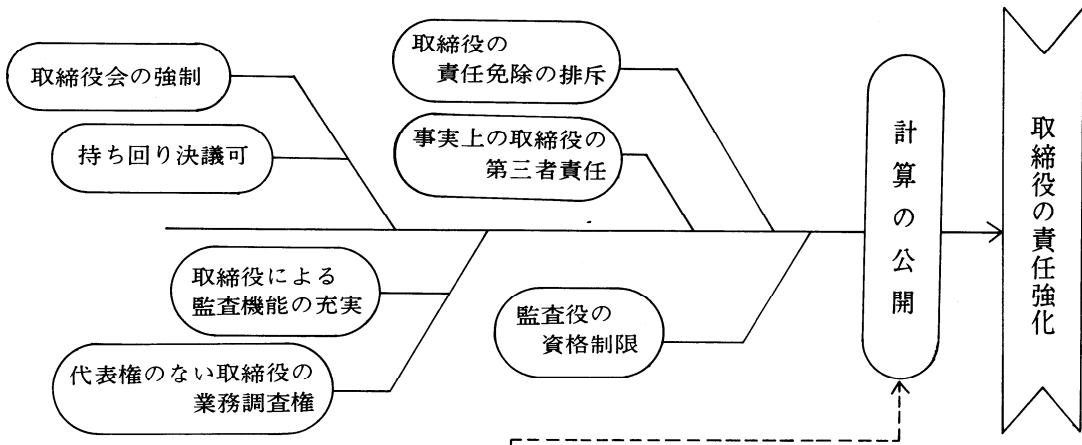
要するに、取締役を称する者・その時点で取締役であった者を含めすべて、会社債権者ないし第三者に対し、取締役としての責任を負うものとされる。尚、取締役と称する者の会社の業務執行については、会社も第三者に対し、その業務執行による責任を負うとされていることも忘れてはならない。

#### ◆取締役の責任免除の排斥◆

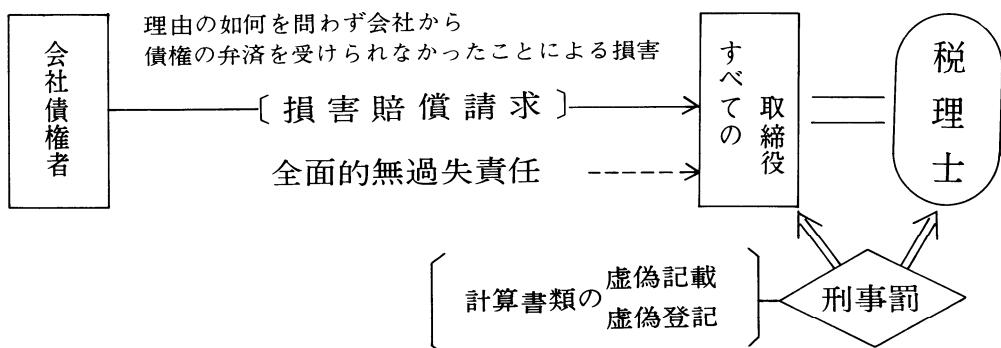
そして、以上に加え、さらに、会社債権者ないし第三者に対する取締役の責任強化を補充するものが提案されている。それは、株主・社員による取締役の責任免除(現行商法266条5項・有限会社法30条ノ2第3項)の排斥である。

現行商法266条第5項は、株主全員の同意がある場合は、違法配当などにつき取締役の責任を免除する規定である。改正試案はこの規定を排除し

表1 取締役への責任強化の要因図と税理士の責任



外部監査	公開	計算書類の登記所での公開	
		している	していない
会計監査人による「監査」を (任意を含む)	うけている		虚偽と推定する部分の会社の計算書類等は
	うけていない	虚偽と推定する部分の会社の計算書類等は	
会計専門家による「調査」を (任意を含む)	うけている		虚偽と推定する部分の会社の計算書類等は
	うけていない	虚偽と推定する部分の会社の計算書類等は	
'監査'・'調査'とも、うけていない		虚偽と推定する部分の会社の計算書類等は	



ようというのである。

改正試案は、責任強化の対象となるべき取締役の範囲に大きく網をかけ、そしてその網の目をできるだけ細かくし、さらにその網を強固にしているのである。これが改正試案が目的とする経営管理機構の「整備」なのである。

## II. 全面的無過失責任の

### 「取締役の責任強化」

改正試案で提案している「取締役の責任強化」は、その前提要件として、責任強化をすべき会社に対し、2つの「形式要件」を設けている。

ひとつは、計算の公開がなされていないこと、いまひとつは、会計監査人の監査又は会計専門家の「調査」を受けていないこと（これらの監査・「調査」を法制度上受けなければならないのに受けていない会社も含む）、である。もちろん、これら監査・「調査」を受けていても、計算の公開をしていない会社は、「責任強化」の対象となる。

この「形式要件」に該当する会社の取締役は会社債権者がその債権の弁済を受けられなかったことによる損害につき、事由の如何を問わず、その損害賠償の責を負わなければならない。

例外的に、計算が虚偽に行われたものでないと、又は計算に虚偽があったとしても、それによって損害が生じたものでないと、もしくは計算につき注意を怠らなかったことを、当該会社の取締役が立証したときは免責されることとしている。

つまり、計算の不公開・外部監査をうけない会社の計算書類は虚偽であるとの推定にたち、その計算の虚偽性と取締役の責任強化を結びつけているのである。

ところで、現行商法266条ノ3（取締役の第三者に対する責任）第1項の規定は、取締役（代表取締役に限らない）が職務を行うにつき悪意または重大な過失があった場合に限定して、その取締役に第三者に対しその損害を賠償すべき連帯責任を負わせている。

さらに、同条第2項では、株式申込証などの特定の書類や計算書類等の重要事項についての虚偽記載および虚偽の登記・公告については、取締役が無過失を証明しない限り（挙証責任の転換）、取締役に第1項の責任を負わせている。

現行商法と改正試案の違い（責任強化）はどこか。まず、「第三者に対する責任」の要件が、「悪意又ハ重過失」の有無ではなく、前述の「形式要件」に該当するか否か、にある。つまり、取締役の職務遂行につき、悪意・重過失を要件とせず、計算の公開及び外部監査の有無を要件としている。したがって、改正試案では第三者はその被った損害につき、取締役に悪意・重過失があつたことを立証する必要がなくなる。

次に、現行商法では、取締役に悪意・重過失があつた場合は、その損害賠償につき会社と連帯責任を負うのであるが、改正試案では、会社との連帯責任でなく取締役個人責任としている。

次に、現行商法では、例外として、計算書類等の特定の書類の虚偽記載等については、取締役の無過失責任となっている。しかし、この場合においても、虚偽であることの立証は第三者側がしなければならない。

ところが、改正試案では、計算書類等が虚偽であることの推定にたっているため、計算書類等が虚偽でないことその自体を取締役が立証しなければならない。さらに、計算の虚偽とその損害との相当因果関係が無いことも立証しなければならない。加えて、無過失であったことも立証しなければならないのである。これらが立証不可能の場合は、取締役は直接損害賠償の責を負わなければならない。

さらに、改正試案は、第三者の被った損害額までも画一的に法定することも検討している。（現行法のもとでは、第三者がその被った損害額を立証しなければならない）

つまり、改正試案では、すべての立証責任を取締役に負わせているのである。

## III. 「取締役の責任強化」と

### 税理士の責任は果して、無縁か。

前述の如く、改正試案では、計算の非公開及び外部監査をうけていないことにより、当該会社の計算書類は虚偽との推定にたつ。これにより、取締役の責任強化を導く。よって、計算書類が虚偽でないことの立証責任は取締役にあることになる。

そこで、第三者の「計算が虚偽である」との主張に対し取締役はいかにして「虚偽でない」と立証しうるか。また、「計算の虚偽によつた損害」で

ないことをいかにして立証しうるか。会計専門家でもない取締役が、計算につき注意を怠らなかつたと、いかにして立証しうるか。

取締役は、現実には関与税理士にその立証を委ねざるを得ない。万が一、その関与税理士が、計算書類が虚偽でないことの立証不可能の場合はどうなるか。立証できたとしても訴信されない場合はどうなるか。また、敗訴した場合どうなるか。取締役は損害賠償の責を負わねばならない。

このような場合、その取締役はどのような行動でるか。会社は「会計専門家」たる税理士に会社の会計を「委せていた」のである。税理士の専門家としての注意義務違反とされても不思議ではない。当然、その取締役は、税理士に損害賠償を請求するに違いない。

また、計算書類の虚偽につき、取締役に悪意があったとしても、取締役は税理士に損害賠償を請求するに違いない。

しかば、会社が外部監査をうけ、かつ計算を公開していれば、税理士に責任はないか。(取締役は責任強化が免がれる)

この場合は、外部監査をうけている計算書類は虚偽でないという推定にたつ。とすれば、外部監査とりわけ「調査」に関して、その内容は真実性を担保せざるを得なくなる。したがって、その「調査」人の責任は重くなつて当然となる。

かりに、税理士が「調査」人になつたとするとその税理士の責任は、立証責任を含め、「取締役の責任強化」のそれと同程度以上のものとならざるを得ない。

いずれにしても、税理士は税法の専門家であつて、税法に基づく会計処理等には精通しているが、訴訟に耐えうるほどに商法に精通しているわけではない。

したがつて、この「取締役の責任強化」の提案は、税理士と無縁どころか、むしろ税理士もその責任強化の対象となつてゐるに等しい。

そして、極めつきは、会計帳簿、計算書類等の虚偽記載およびこれら虚偽書類の商業登記所への提出に対する刑事罰である。この規定は当然に税理士にも適用される。当時の法務省稻葉審議官の論文(商事法務No.1000)で、専門家の責任として、民事責任・刑事罰・行政制裁をとりあげている。立法当局者は当初より、専門家に対するこれらの

責任・罰則を検討しているのである。

税理士には、損害賠償責任だけでなく、刑事責任・行政制裁が待ち構えているのである。

### 改正草案(参考案)・抜粋

6. 2人以上の取締役が置かれた場合には、株式会社、有限会社とも取締役会を強制する。

7. 取締役会の決議につき、取締役及び監査役の全員の合意により、会議を開かないで決議(例えは持回り決議)をすることができるものとする。

10. 代表権のない取締役は、株式会社、有限会社とも業務調査権(商法274条2項参照)をもつことを規定する。

(注)取締役による監査機能の充実を図る。

14a 取締役の行為は、その選任に瑕疵があることが後に確定しても、その効力は妨げられないものとする。

b 取締役を称する者による会社の業務執行につき、会社がこれを許容しているときは、会社は、第三者に対し、その業務執行による責任を負うものとする。

この場合において、当該取締役を称した者も、会社及び第三者に対し、取締役としての責任を負うものとする。

12. 株主、社員による取締役の責任免除(商法266条5項、有限会社法30条ノ2第3項)は、会社債権者(第三者)を害するときはすることができないものとする。

13. 計算の公開がされていない会社及び会計監査人の監査又は会計専門家の「調査」を受けていない会社において、会社債権者は、その債権の弁済を受けられなかつたことにより損害を受けたときは、取締役に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。ただし、取締役において、計算が虚偽に行われたものではないこと又は計算に虚偽があつたとしても、それによって損害が生じたものでないこと若しくは計算につき注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではない。

表2 最低資本金額の役割

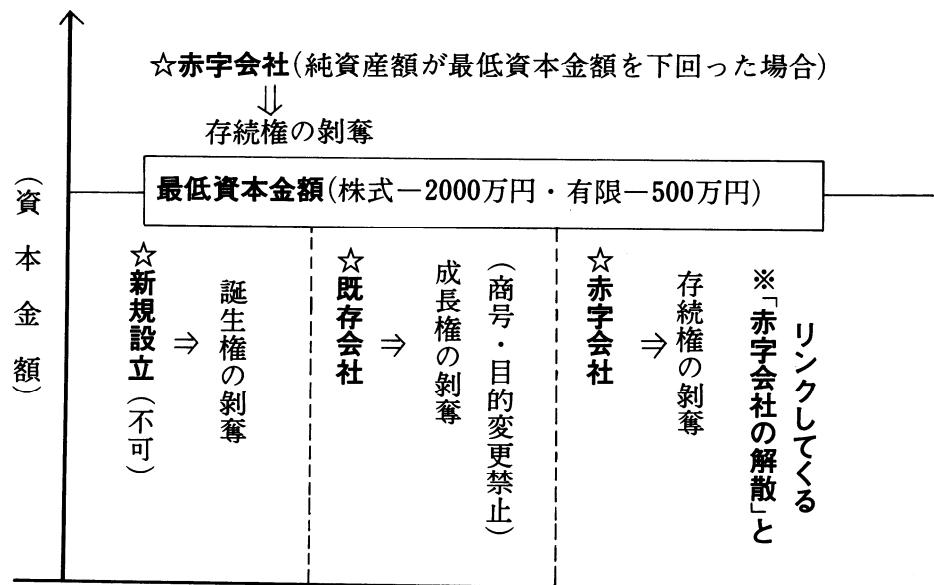


表3 経営に参画する支配株主等の無限責任化

会社(株式・有限)	株主・社員
資本金 5000万円以下	○持分50%以上有する取締役 (取締役の職務執行に重要な影響力を及ぼす者を含む)

**Ⓐ [労働債権・不法行為債権に対する直接責任]**

その地位にある間に発生した労働債権・不法行為債権につき、会社が弁済することができない場合には直接の責任を負う。

**Ⓑ [出資金とみなされる貸付金]**

会社への貸付金のうち、(5000万円—資本金額) の額の範囲内の金額は、出資したものとみなす。

表4 監査・「調査」などの一覧表

	株 式 会 社		有 限 会 社		備 考
	監 査	「調査」	監 査	「調査」	
資本金5億円以上 又は、負債総額二百億円以上 (拡大の方向で修正検討中)	強 制	***	強 制	***	
資本金1億円以上 又は、負債総額10億円以上	↑ 任意 (強制)		[任意] (強制)	強 制	
資本金5,000万円以上 (実質上の「最低資本金」)	任 意  (強制)	***  * * *	強 制	***	
資本金3,000万円以上 又は、負債総額3億円以上	* * *			* * *	任 意 (検討中)
資本金2,000万円以上			(省略可能)		
資本金500万円	有限会社・ 合名、合資会社へ		合名、合資会社か、 個人企業へ (合名、合資会社→税制上は所得税適用?)		

B / S · P / L の 商 業 登 記 所 で の 公 開

↓ 支 配 株 主 等 の 無 限 責 任 化 な ど

\*本表は、「商法・有限会社法改正試案(参考案)」・昭60. 9. 25により作成。

\*会計監査人の監査の「任意」は「定款の定め」による。この「任意」監査の法的効果は!

## 秋 季 シンポジウム 全 体 報 告

昭和60年11月16日(土)午後1時から岐阜青税の設営により岐阜会館において、全青税秋季シンポジウムが開催されました。

第一分科会は、「税務行政適正手続(税務調査のアンケートをふまえて)」を神奈川、千葉、埼玉青税合同で、第2分科会は、「土地の有効利用について」を名古屋青税で、第3分科会は、「生前相続税対策“虎の巻”」を近畿青税で、そして第4分科会は、「いまなぜ大型間接税なのか」を全青税法対部でそれぞれ担当し、3時間に及ぶ熱気あふれる発表討論が行われました。特に第3分科会の「虎の巻」の会場は、シンポジウム参加者の半数近くが出席し、大きく盛りあがりました。

分科会終了後、全体会に移り、林隆一実行委員

長の開会あいさつのあと、小沢岳彦全青税会長から商法問題を中心とした情勢報告がありました。

このあと、来賓の衆議院議員の武藤嘉文先生、同松野幸泰先生、名古屋税理士会副会長、大西孝之先生から挨拶をいただき、また司会者より岐阜北支部長小川先生、岐阜南支部長石黒先生が紹介されました。

このあと小池幸造商対委員長が「商法改正の動向と問題点」を報告し、質疑討論が行われました。名古屋青税の石川光男会長の閉会挨拶で全体会は終了し、5時から懇親会に移り、7時近くまで交流を深めました。

なお当日の参加者は次のとおりです。

### 単位会別出席者数

単位会	出席者	単位会	出席者	単位会	出席者
東京	24	埼玉	10	鹿児島	2
近畿	51	千葉	5	個人	1
名古屋	42	刈谷西尾	3		
岐阜	27	神奈川	6	計	171

×

×

×

×

×

×



シ ン ポ ジ ウ ム ・ 全 体 会 議



懇 親 会 風 景



ごくろうさまでした。

第一  
分科会税務行政の適正手続 (税務調査のアンケート)  
をふまえて

神奈川、千葉、埼玉青税

税務行政のなかでも比重の大きい「税務調査」については、守られるべき事前通知があったり、なかったり、調査官の言動も千差万別の状態であり、行政における適正手続が確立していないのが現状である。個々の税理士は立会をとおしての経験を有するのみであり、全体としてどのようなことが行われているかは知る由も無かった。それではと所属会の全会員にアンケートを行い全体像を把握してみようではないかと神奈川、千葉、埼玉の三県青税で相談がまとまったのが、このアンケート調査の始まりであった。東京税理士会では既に17回の調査データを有し、その比較性を保つ為に、我々も形式を同じくして質問内容を決定し、神奈川、千葉、埼玉、山梨の全税理士に発送を行った。

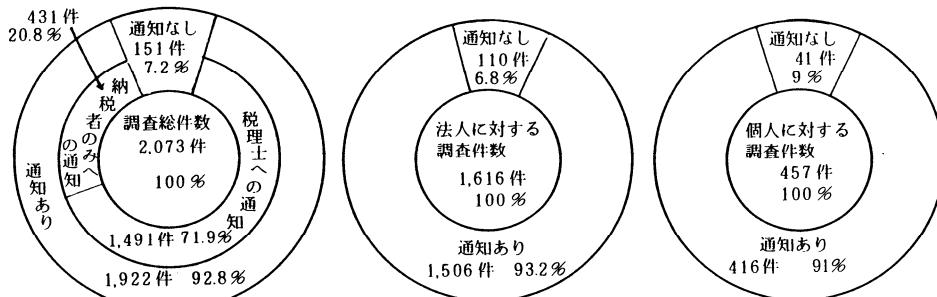
アンケート内容が相当に細部に及ぶこと、また初めてのことであり、データが集まるかどうか心配であったが449名の方々の協力を得ることができ、特に貴重な意見を多く寄せていただいたことは、いかにこの問題に関心が深いかを示すものである。

今後はより多くの回答を得るために税理士会自らがこの調査を行うべきであり、前述した東京税理士会の他、中国税理士会も同様の調査を行ってい

今回実施したアンケートは、神奈川県、千葉県、山梨県、埼玉県の全税理士を対象に行いました。詳細は次の通りです。

	神 奈 川	千 葉	山 梨	埼 玉	合 計
発 送 枚 数	2,396	1,615	184	1,622	5,817
回 答 枚 数	241	105	15	88	449
回 答 率	10.1 %	6.5 %	8.2 %	5.4 %	7.7 %

事前通知は励行されていますか………四県総合



ることを考えると、この点について強く要望するものである。

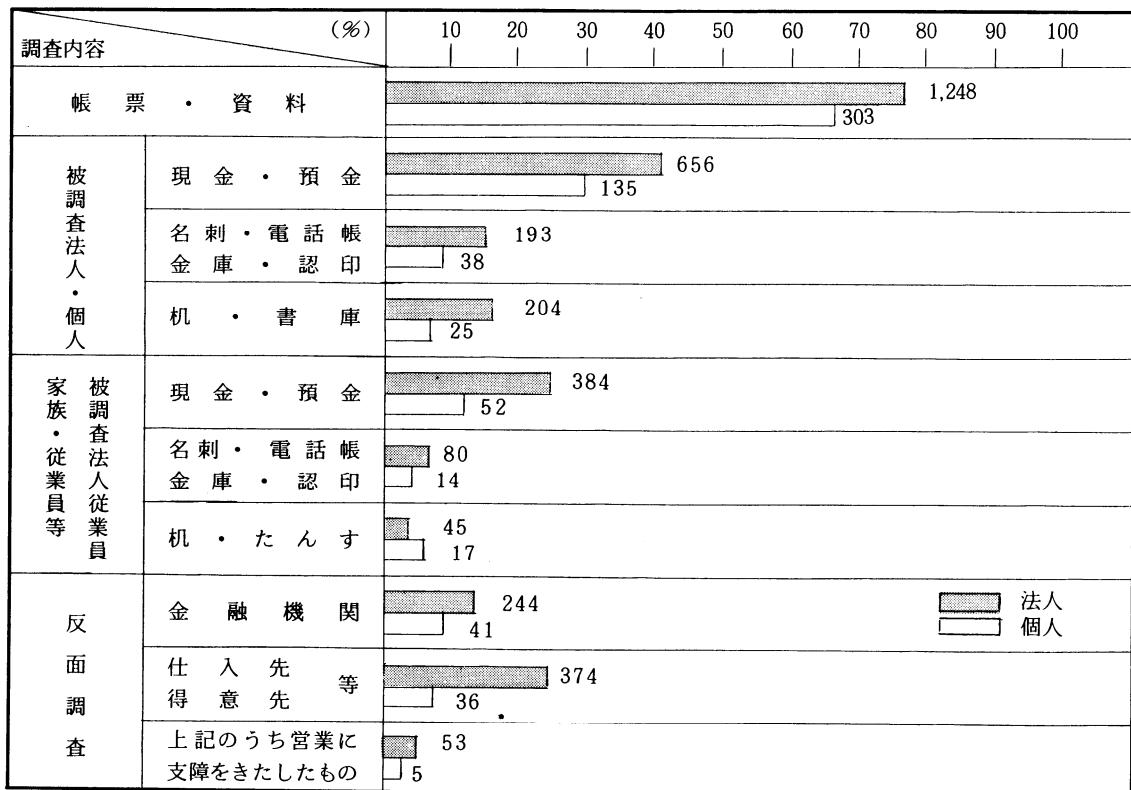
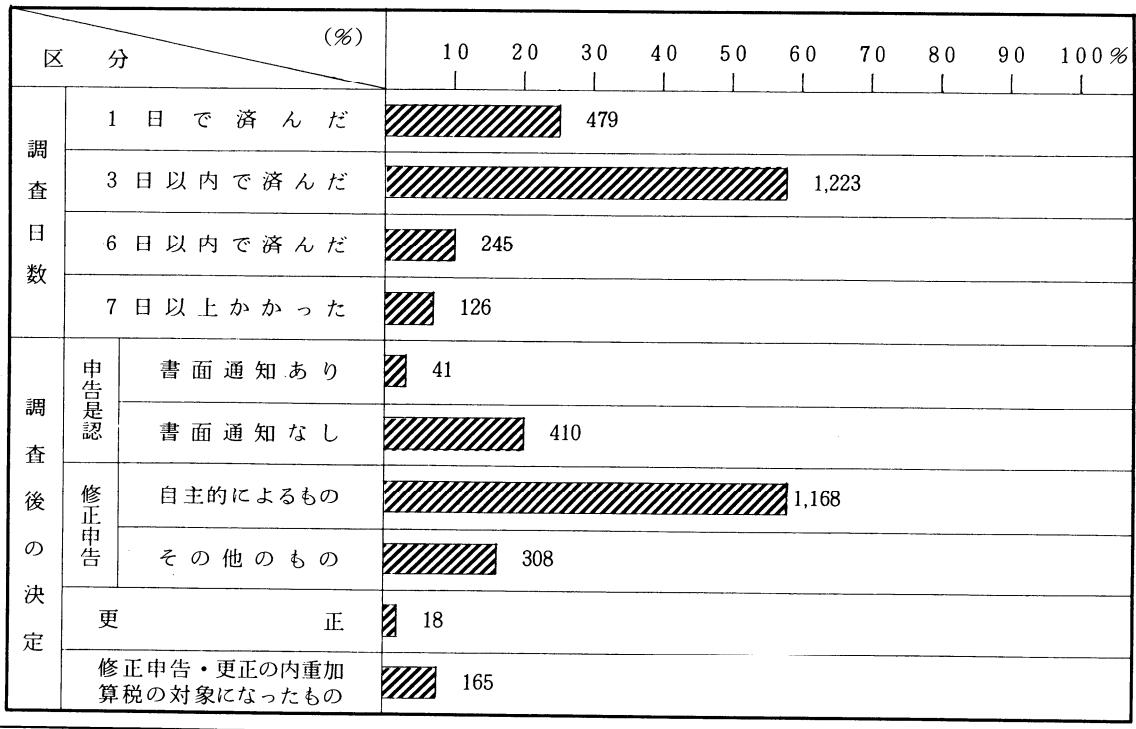
事前通知、調査の内容、調査結果についてはグラフとして次にあげるとおりであるが、意見、要望として、事前通知の励行、調査官の教育、税務繁忙期の調査を避けること、調査理由の開示、修



正申告の強要、行きすぎた反面調査の是正、調査の効率化、調査結果の通知、税理士の意見聴取方、税理士法の税務署職員への周知方、調査期間の短縮化等、並びに調査時に對立した税務処理、見解、そのてん末など現場における生の声を多く寄せていただいた。

詳細な内容は、青税三県合同の広報にまとめられているが、今後も継続して税務行政の適正手続の確立に向かって努力したいと願うものです。

どのような調査をうけたか ..... 四県総合

調査の結果はどうであったか

第二  
分科会

## 土地の有効利用について

名古屋青年税理士連盟

### はじめに

今年の全国青年税理士連盟秋季シンポジウムは、11月16日岐阜市の岐阜会館で開催され、我々名古屋青年税理士連盟研究部一同は第二分科会で「土地の有効利用」というテーマで発表を行ないました。我々がこのテーマに着手したのが6月下旬でありますので4ヵ月足らずの研究期間しかなく、かつ名古屋という地域性のためか研究対象となるべき実例が東京のように豊富ではなかったという条件で精一杯研究した結果であります。

「土地の有効利用」というテーマを選んだ理由としましては、

- ①昨今等価交換方式、土地信託方式など新聞紙上を賑わしているタイムリーな時事問題であること。
- ②税制緩和の規定など法律の研究が必要であること。
- ③今後このような経営的手法の問題も重要なこと。

などがあげられると思います。



そこで、土地の有効利用の態様を

- ①通常の貸借方法
- ②土地信託による方法
- ③等価交換による方法
- ④青空駐車場
- ⑤売却

の5つに分類し、その中でも特に最近注目を集めている土地信託、等価交換に重点をおいて研究を進めるため、その歴史的背景、制度の概要、税務上の取扱等を検討しました。更に理論的に研究した後、実際に数字を使って検討してみようとい

うことになり、モデルケースを想定し5つの態様について10年間の収支予測を計算してみました。

### 土地の有効利用の態様

#### 1. 通常の貸借方法

土地使用者が建設資金を調達し賃貸用建物を建設し賃貸する最も一般的な方法であると説明した。

#### 2. 土地信託

土地信託については歴史的背景から始まり、現在の状況、土地信託の意義と特色、形態、税金の取り扱いについて説明をしました。この中で意義として具体的な仕組み、金銭信託との対比による特色、ケースごとにいろいろなタイプが考えられる形態、信託契約時から信託期間中、信託終了時に至るまでの税金については重点をおき説明しました。

#### 3. 等価交換

等価交換については、背景、一般的意義と法律的に考えた場合の意義、基本的方式として交換による方式と売買による方式、適用される租税特別措置法等の説明を行ないました。特に既存税制との最適組合せの中から生まれた等価交換手法があるので、応用税制については各条文ごとに比較検討を行ないました。

#### 4. 青空駐車場及び売却

簡単な説明をしました。

#### 態様別にみたモデル計算例

名古屋市中区栄五丁目に100坪の土地を持っている給与所得者という設定で、5つの態様について10年間の収支予測を計算してみました。プロセスに重点をおいて説明を行ないましたが、総合的に判断いたしますと次のようなことがいえると思います。

- ①通常の貸借方法では、借入金のリスクが大きいが、テナントの安定など長期的な展望があればかなりの成果が期待できる。
- ②借入金のリスクを回避しようとする人にとっては等価交換による方法がよいと思われるが、この方法は土地の一部が建物に変わってしまう。
- ③所有権を留保したままで利益を確保するには、土地信託の方法があり、ノウハウの無い人にと

つては便利だが信託手数料が必要である。  
 ④青空駐車場は、収入が少なく運用効率が悪いが、設備資金も少なくて済みリスクも小さい。  
 ⑤売却についてはよほど高い金利で資金運用しなければ目減りをしてしまう。

いずれにせよ土地の場所、まわりの環境、土地所有者の条件などを種々の角度から検討し、どの態様がよいかをケースバイケースで判断していくことになると思います。

なおレジュメにあるモデルケースによる比較一覧表は10年間における比較係数であるが、より長期的な収支予測の計算が必要であろうと思われますので、20年後及び30年後の比較一覧表を別紙としてシンポジウム当日にお渡しました。

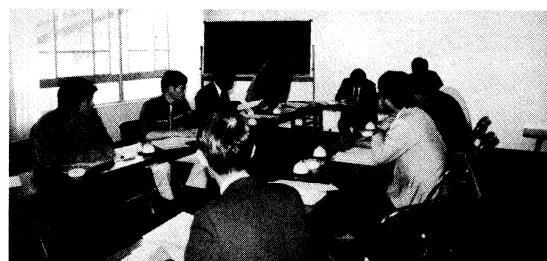
今後の検討課題といったしましては、

- ①土地所有者の所得に応じて検討すべきこと。
  - ②土地の場所について考慮すべきこと。
  - ③グレードの違い、ノウハウの違いなどを計算に加味すべきこと。
  - ④資金運用の利回りを検討すべきこと。
  - ⑤土地建物についての借地権借家権の評価減をどのように考慮すればよいかということ。
- などがあげられます。

#### おわりに

我々の今回研究発表におきましては至らぬところが多々あったと思いますが、皆様の御批判と御指導をお願い申しあげ、更に研究を進めていきたいと思います。また岐阜青税の皆様には大変お世話になりましたので、この紙面をかりてお礼申しあげます。

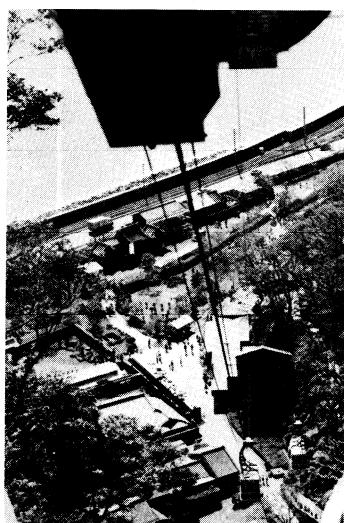
#### 鹿児島常務理事会スナップ



会 議 中



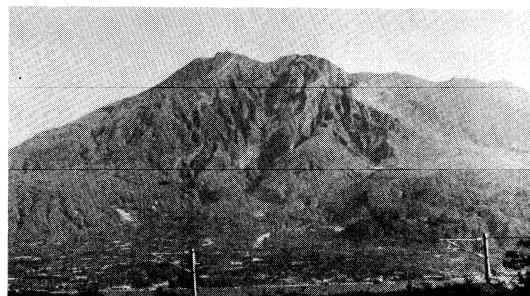
鹿児島青税船倉会長



鹿児島機関団



会議の前に一休み



桜 島

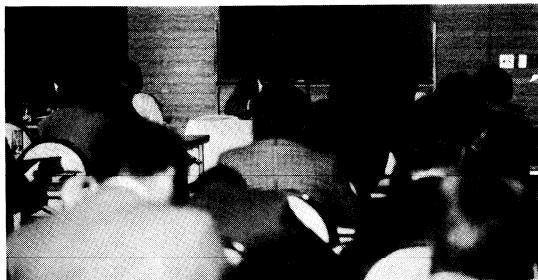
第三  
分科会

## 生前相続税対策“虎の巻”

近畿青年税理士連盟

’84年、近畿青税創立20周年記念研究誌“タックス”が発行された。兵庫県支部研究部でもこれにむけて、例会でのレジメや討論などの一部を「生前相続税対策“虎の巻”」というタイトルで投稿した。秋季シンポジウムではどういうわけかまた同じような内容でよいから発表してくれとのことで、昨年のメンバーの半数近くが集まり、数回の勉強会をもつとともに、内容も具体例ということで、前回つっこんだ研究をしていなかった下記の3項目にしぼって、グループをくみ研究した。全青税から発行された“Reserch & Development Tax? Tax. Tax!”に掲載されている「生前相続税対策“虎の巻”」のうちⅢ具体例の1相続税・贈与税の節税比較表、2不動産の評価、3法人を利用して一特に不動産所有会社・不動産管理会社ーがそれである。

秋季シンポジウムでは1について岡田忠夫君、2について多田周市君、3について山下修三君の3名が発表した。発表の詳細はレジメを読んでいただくことにして、この報告は主として会場での



質疑やそれに対する具体的な実例、意見などについて記すことにしたい。

1の相続税・贈与税の節税比較表については質疑がなかったが、生前贈与の節税分岐点を今すぐ相続の開始があったと仮定して、相続税の実効税率を試算し、その数値と等しい実効税率における贈与額を生前に贈与するというように単純に考えていたが、配偶者の軽減が適用できるかどうかは税額算出の最大のポイントなので、配偶者の有無ということと、生前贈与はその財産の全部をするのではなく一部づつするのだから限界(=最高)税

率の考慮が必要であるという結論に達した。ぜひ簡単な表であるが、参考に掲げた贈与税及び相続税の早見表は利用して欲しいものである。

2の財産の評価については思っていた通り多数の質疑がありいろんな実例が報告された。特に不整形地の評価については不整形地割合の算出方法が通達にも記されていないので各地で実務上、まちまちである。しかし、関信局ではこれについて非公開通達があり近似整形地を仮定した場合の不整形地面積割合の比率にさらに減額率を乗じて算出するようになっているとのことであった。発表では特定の減額割合が法定されているものでないから面積比率など合理的と考えられる種々の方法によって算出された減額割合の平均値を利用するのが説得力を持つと考えている。この際、不整形地の占める価格比率を使用することについて形状と異なるのでどうかという疑問が出されたが、近年の土地の有効利用・高度利用の際には、価格比が大きなウェイトを占めるようになって来たのでよいのではないかという意見があった。また角切地などの場合の評価減は何%かというような質問もあったが、その土地の広狭、所在、使用状況によって異なるが、角切のために財産価値が下っている事実があれば評価減は当然であり、その減価割合はケースバイケースとなろう。このほか評価では時価を超える相続税評価額の実例が報告されたがこのような場合どのようにすべきだろうか?。時価が評価の原則であるから、売買実例価額、公示価額、不動産鑑定士の評価額などから最も妥当と思われる価額でよいのではないか。また、評価のバランスの見地からすれば同じ時価の土地でA地が例えば $m^2$ 当たり10万円の評価であればB地も10万円として算出するなどの方法を用いてもよいのではないかと思われる。

次に画地について、空閑地を分割して複数の者が取得した場合にはその評価単価は相続・贈与などによる取得者ごとに判定するが、その分割後の画地が宅地としての通常の用途に供することができないと認められるなど、著しく不合理である

ものについては、その分割前の画地を一画地とするという原則について、私人の行う土地の分筆などの行為を税務上、否認することはおかしいのではないか? 例えば、老朽の著しい家屋で数年内に取壊しを予定しているようなものがあってもそれがある以上、その家屋に係る土地を分割できずに一画地として計算しなければならないのは納得いかないところがある。

最後に3の法人を利用してについては私たちの関与先に多数ある不動産管理会社に質疑や意見が集中した。管理料はどの程度まで可能か?、テナントから収入する家賃の25%あるいは30%の事例も報告された。この場合、テナントの数も200件とか300件とかで多かったし、権利金や更新料の収受など一時的なものについては10%、毎月の家賃収入については30%と細かくわけているとのことであった。発表では不動産管理会社の2つの運営形態とともに、どのような形態であろうと、経済的合理性があることを強調したが、現在のところ、税務署から同族会社の行為計算否認の規定などで更正を受けた事例は聞いていないとのことであった。しかし、修正申告の勧奨は更正をちらつかせながらある。もし、所得税で不動産所有者の不動産管理会社へ支払う管理手数料が過大であるとして修正申告に応じた場合、法人では減額の更正請求が認められるかというとむずかしい点がある。個人から法人に対する寄附金として法人では過大であった管理料を受贈益として益金の額に算入されることになろう。もし、修正に応じるのであれば、法人での税務処理も考慮しておく必要がある。また、会場から不動産管理会社の役員の報酬はどの程度までという質問があった。これに対し社長は経営者として商法上も責任があり、これらの対価として役員報酬を得ているので過大役員報酬の問題はないが、ある地域ではその他の非常勤の取締役に関しては月額10万円までとし、それを超える報酬については修正申告を勧奨しているとのことであった。確かに不動産管理会社の規模にもよるが、一般的の法人でも会社の日常業務に従事していないこれらの取締役に対する報酬については今後一層、税務当局との争点になってくると思われる。さらに大手のリースバックマンションの管理収入でさえ15%~20%であるからこれから

比較すれば、管理手数料が25%~30%などあまりにも大きいかという意見があったが、これに対して比準先として大手のリースバックマンションを単純に持つてるのはおかしいとか、不動産所有者の場合、資産合算課税との関連上、不動産管理会社を設立するかみなしだ人にするかしてその所得を給与所得に変えないと重課される場合があるので少しぐらいは高くても……というようなことであった。



法人を利用してのもう一つのテーマであった自社株対策について、株式の分散化の見地から増資の方法に関して意見があった。増資した株式を推定相続人やその子などに取得させるにはどのような方法が考えられるか?。新株引受権の贈与税課税を避けるためには時価発行し、取得させたい人に公募に応じさせるようにすればよい。これに対して手続的にも大変だし、資金も必要になってくる。それであれば有価証券の譲渡の非課税規定に留意して株式を売却すればよいではないかという時価発行に消極的な意見もあった。このほか転換社債を発行し、売買してはという意見もあったが私たちの関与先の規模ではあまりメリットのないように思われた。資本金を増資して1億円以上に持っていくとかいろいろな方法があると思われるが、株式の評価額引下げを日常、意識的に追求するうえで、別会社の設立や、変態現物出資による子会社の設立など、レジメに発表したことが、プラスになればと思っている。

以上、まとまらない報告になってしまったが、ぜひ、全青税の“Reserch & Development Tax? Tax. Tax!”の私達の発表を読んでいただき、多くのご批判、ご叱正をお寄せになることを願っている。



第 四  
分 科 会い ま な ゼ 大 型 間 接 税 か  
全国青年税理士連盟法対策部

「いまなぜ大型間接税か」、この間に答えるべく全国青税法対策部は、現在の「導入賛成」論議の分析をおこなうとともに、アメリカのレーガンによる税制改革の動向あるいは、大型間接税と税理士制度との関連について、それぞれ報告をおこなった。

## 〔報告の概容〕

去る1979年（昭和54年）の「日本型一般消費税」をめぐる国民の大反対運動への「反省」から、政府・大蔵省と自民党は、再度の導入路線をすすめるにあたり、周到な準備をすすめてきた。

第一に、「増税なき財政再建」を掲げた第二臨調が、国民に「増税かそれとも（国民向けの）サービスの低下か」、どちらを選ぶかと迫り、

第二に、いわゆるクロヨン論議に代表される、サラリーマンのみが重い税負担を負わされているとの「世論」の形成。

そして最後に、現在の税制（特に所得税制）は戦後40年をへて、「時代遅れ」となったので、抜



本的「改革」が必要との、税制版「戦後政治の総決算」路線。

これらの路線の延長には、過去に葬り去られたはず（国会決議でも採用しないとされている）の一般消費税が、再び浮かび上がってきた。

本年はじめの国会では、中曾根首相は、いろいろもってまわった答弁において、大型の間接税は採用しないかのように述べていたが、一方では、大蔵大臣が「大型の間接税すべてがダメということではない」と述べていた。

さらに、秋口になると中曾根首相と近いといわ

れる、総合研究開発機構（石 弘光 一ツ橋大教授 略称NIRA）が、「増税・減税同時実施、福祉目的の大型間接税導入」を骨子とした、「税制改革案」を発表し、続いて、自民党の村山税政調査会が、「日本は税負担・社会保障の負担ともに世界的水準より低い、しかし、サラリーマンを中心に税の不満が大きく、また高齢化社会に備えるためにも、大型間接税を含む税制改革が必要」との「中間報告」を発表した。

これらの最近の「報告」に共通することは、国民に、「増税」と受け取られないよう様々な、「配慮」をほどこしていること、アメリカのレーガン税制改革案に似せていることである。

前者の「増税」への配慮は「所得税（法人税）の減税」との抱き合わせや、大型間接税の「福祉目的税」構想としてあらわれている。

また、レーガン税革案との関連では、アメリカ版「不公平税制」の全面廃止を含む抜本的改革という精神あるいは、連邦政府は「大型間接税を採用しない」との決断を無視し、表面的なスローガンをそのまま、日本の税制に持ち込もうとしている。

すなわち「公平・簡素・明快」の要素は、累進税率のきざみの緩和が簡素化、サービスへの課税が公平、法人の種類にかかわらず一律の税率が明快な税制、というかたちで、表明されている。

このような「報告」の背景はどうみるべきであろうか。

低成長経済のもとで景気は相変わらず低迷を続け、国民の所得・消費は伸び悩んでいる状況のもとで、大企業・高額所得者向けの優遇税制（真の意味での不公平税制）を温存していれば、税収は増加するはずはない。

しかし「赤字国債」の発行は抑止したい、これを解決するには「大増税が必要」。

しかし前回のような導入方法では、国民の賛成を得られない。そこで「新たな理論」の登場という訳である。

しかし「新理論」といっても、決して目新しいものではなく、大型間接税に対する国民の抵抗を、回避あるいは統一させないために、考え出された極めて「政治的」な「理屈」にすぎない。

基本的なことだけを述べると、例えばNIRA報告には「サービスに課税しないことは不公平」との意見が述べられているが、一体、個別間接税の合理性としていわれてきた「選択性や逆進性への配慮」はどこへいってしまったのか？また、現在、サービスには税が課されていないとでもいうのであろうか？

また「福祉目的税」の構想にも大きな問題がある。

その第一は、社会福祉が憲法上、日本の税制の最大の目的でありいわば、すべての税金は福祉のための「目的税」であるということを忘れてはならない。

また財政制度上も「福祉税制度」は「赤字国債」の代替制度となり、福祉が一般財源から切りはなされる結果をもたらすという問題がある。

なおこのほかの検討は、シンポジウムのレジ

メを参照していただきたい。

なお、これらの「報告」の基調には過去の政府予算に占める「福祉」の費用の増大が、今日の、「財政赤字」を招いたとの論調がみられるが、この論調も憲法の規定する「国の責務」を無視した「理論」であり、また実際の財政上も、現在の赤字国債残高の大半は、鈴木内閣以前の歴代政府により、大企業向けの「公共事業投資」のために使われたものであることを指摘しておきたい。

#### [会場での質疑]

これらの研究発表に続いて若干の質疑がなされたが、その多くは各地での大型間接税と税理士会あるいは青税との観点でなされた報告であり、これらは別途報告させていただく。

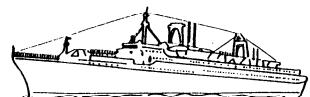
なお大型間接税と税理士業務との関連が討議されたが、過去の青税の研究成果が各地で正しく承継されていれば、本来不要の質問ではなかったかと思う。

今後一層、理論面での研究を深めることと同時に、国民の各層に大型間接税の危険性を訴えてゆく必要を痛感する次第である。

## 横浜大会のご案内とお願い

神奈川青年税理士クラブ

横浜大会実行委員会 委員長 井上 貞文



#### [はじめに]

この度全青税第19回大会を、神奈川青税が担当するに当たり、その実行委員会の委員長をまかされました、井上です。

全国の会員の皆様には、おなじみの方々が少ないかとも思いますが、地元の若手会員とともに大会成功のために努力してまいりますので、皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

#### [横浜大会の概要]

全国青年税理士連盟第19回大会は、神奈川青年税理士クラブの担当で、「全青税 横浜大会」として下記の日程で開催される予定です。

1. 開催日 1986年 7月27日～28日
2. 会 場 ホリディ・イン 横浜

3. 大会の内容 大会の初日に、全国理事会から親会までの全行事を行う、例年どおりの形式となります。

なお、大会2日目の観光は、箱根方面ですがキャンプ・ファイヤーができるコースを予定しております。

4. 大会の規模は会員・家族併せて、400名程度を予定しております。

#### [横浜大会のテーマ]

横浜大会の概容は上記のとおりですが、大会のテーマあるいはスローガンはどうするか？

これにつきましては、地元の横浜大会実行委員会において何度も討議いたしましたが、ピッタリとしたものが決まっていません。

その理由の第一は、「横浜大会」の主催者が、

「全国青税」としたら、この大会を実際に担当する神奈川青税は、どういう立場にあるのかが、よくわからなかったからです。つまり、神奈川青税においても、新入会員が増えた一方、全国とのつながりは、そうハッキリしたものを感じていないという状況があるからです。

一方で、横浜という地理的な制約：そう有名な観光地がある訳ではない、第20回大会を目前に控えている：「お祭り」に徹する訳にもゆかない、各地から比較的交通の便が良い：宿泊を原則とすることは無理があること、などなどの要素も考えない訳にはゆきません。

これらのことから、今回の横浜大会の企画は、まったくオーソドックスな大会を運営せざるを得ないと結論になりました。

従って、例年の全国大会以上に「代議員総会」と「分科会」を充実させる必要を痛感しております。そのため、これらの行事のための時間は、多少、長目にとっております。

#### [全国青税へのお願い]

以上のとおり、来年の全国大会は、これまで以上に総会や分科会を実り多いものにしたい訳ですが、これに関連して、全国青税の執行部及び理事の方々にお願いがあります。

それは、代議員総会及び分科会の充実策を真剣にご検討いただきたいということです。

仮にも、一年に一度、全国の青税会員が一堂に会して内外にその存在を知らせる大会ですから、常に、内容のあるものにする必要があることは当然でしょう。しかし、任意団体の「総会」でもあることから、単純に、「研究だけ」あるいは、「お祭りだけ」ということもできません。

とはいって、これまで10年近く青税活動に参ってきた者としては、青税はやはり研究を活発におこなうべきであると思います。

そのことが青税の組織を拡大し充実させる最大の要素であると思います。

そこで、このことに関して、これまでの地元の実行委員会での討議をもとに、いくつかの提案をさせていただきます。

#### [総会について]

代議員総会としての性格を明確にし、かつ、大

会当日の議事を充実させるために、全国各地より選出されている、全国青税の副会長が総会に先立ち、全国のそれぞれの地域の代議員に議案書の趣旨を説明し、討議をした後にこれらの「報告会」での質疑や意見をもとに、理事会で再度議案書を検討し、総会での質疑に備える。

また、総会当日は、どこの税理士会でもやっているような、議案の説明方法はやめ、各地の「報告会」での質疑や意見の紹介と、これに対する、執行部の考え方の説明をおこない、続いて、会場からの質疑にこたえる。

また、新年度の活動方針については、現執行部が提案し答弁するのではなく、当には決まっている会長候補者及び総務部長候補者が、これにあたるようにする。

#### [分科会について]

現在のようなかたちによる研究発表の方法を、全国青税の研究発表という実態をもつものに、あらためる。

そのためには、その時々の制度問題（商法問題など）についての研究発表はもちろん、他の研究発表についても、全国青税の執行部（研究部とは限らない）がテーマを選定し、全国青税の各部あるいは各地の青税に研究を委嘱する、という方法をとってはどうであろうか。

当然のことながらそのテーマが制度問題になるにせよ実務問題になるにせよ、長い時間をかけて研究を続けるべきものを、その成果があがったものから報告する、ということになることが望ましい。

また思い切って、夏の全国大会における研究と秋のシンポジウムにおける研究発表を、性格を区分し、それぞれ、制度問題と実務問題の発表の場という使い分けをしてはどうであろうか。

#### [おわりに]

以上、勝手なことを書きならべましたが、全国の皆様には、横浜大会を成功させたいとの思いから出たものであると、ご理解頂きたいと思います。

今年の横浜大会には、全国から、多数の会員の皆様がご参加頂けますよう、宜しくお願ひいたします。

青税の人々への手紙

# 市民のために!



司法書士 細田長司  
(全国青年司法書士連絡協議会)

私が、全国青年税理士連盟という団体があることを知ったのは、今年の春頃がありました。私共司法書士界にとって後顧に憂いを残す危険性がある「司法書士法改正」を阻止すべく、走り廻っていた時であり、税理士会同様の監督権が存知した登録事務の委譲だけは、避けようとしていた時でした。しかし、その際の印象としては、極めて薄いものであり、貴連盟がいかなる活動をしておられるのかは全く知らない状態であったのです。

ところが、6月下旬に青法協、全国青税、それと我全青司が共同事業を行なうべく開いた会議に出席した際に、貴会の執行部の方々の発言を拝聴したり、パンフレット等を見せて戴いている間に「税理士さんにも、こんなに活動的で、こんなに市民に根ざした人達がいるのか!」という、衝撃にも近い感覚に襲われたことを、今でもはっきりと記憶しています。それまでの私は、税理士さんの多くの方は、徴税官庁の言いなりで、我々司法書士以上に、一匹狼的で金銭欲の強い人々である。時々、思想の素晴らしい税理士さんが居られるにも拘らず、一匹狼的すぎて制度の問題にまで発展していない。という認識しかなかったのであります。今思えば、それは我々と同様、主務官庁からの天下り(いわゆる我々の言葉で言う「特認」)組の方々による影響であった様です。それと、私の事務所がある高知県に貴会の単位会が、残念ながら存在しないからだと思われます。

ところで、我々司法書士にしても、あなた方税理士にしても、世間一般から見ると、各々の制度の上に、別の制度があると思われているようあります。司法書士に対する弁護士、税理士に対する公認会計士であります。そして、我々内部の中にも、弁護士は司法書士の上に位置する職業で

あるという意識があるようです。税理士界内部では、いかがなものでしょうか?もし、同様の意識があるとしたならば、大変残念なことであります。確かに、司法試験、公認会計士試験は我々のそれと比較するならば、より難かしいことは事実です。しかし、試験の難易が、職業の上下を決めるものではない筈ですし、職務内容が重複する部分があり、しかも一方はオールマイティに近い職務権限があり、一方は制約されているからと言って、やはり上下があるわけはない筈であります。あらゆる制度が存続してきたのは、その時々に必要な制度であり、それを一般市民の方々が承認し、かつ支持してきたからだと思うのです。制度を利用するには、我々ではなく市民の方々であることを再度認識する必要があると思うのです。

今、我々の内部で「弁護士」との職域がよく問題にされています。しかも、弁護士の補完的存在でも仕方がない様な言い方をする司法書士も言ます。

しかし、私は思うのです。結局は市民の方々が判断してくれると言ふ。弁護士界と司法書士界が職業エゴを出し合って、仮に論破したとしても、市民の方々に密着した日常の活動がない限り、やはりその制度は滅びて行くしかないと……。

我々全青司は「いかに市民のためになれるか」を命題に、今後とも日夜研鑽する所存であります。全国青税の皆様も、自分達のエゴをなるべく捨てて、「いかに市民に密着した税理士になるか」という点で、頑張って戴きたく思うのです。

その活動が、ひいては税理士制度を、司法書士制度を確立させ、発展させ、市民の方々に根づくものであることを確信する次第です。



## 会員のひろば（投稿欄）

### 判例研究

東京青税 白坂 博行

我国の憲法30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」とあり、同法84条には「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」とある。

税は租税法に規定されており、申告納税制度の発展を図るために租税法の本格的な法律的研究が必要であると思う。しかし租税法を研究していくと、どうしても隣接する法律との関係も重要となり、難題が立ちはだかっているといえよう。

が、租税法を中心としたこれらの分野における法律としての研究は、最近やっと手がつけられ始めたと言ってよいのではないだろうか。租税法を中心とした学説や判例が量、質ともに蓄積されはじめた今日、我々は実務処理における様々な問題を解決していくためにも税務判例研究の重要性を認識し、正面からこれらに取り組んでいかねばならないと思う。



それではなぜ法理論としての租税法研究だけにとどまることなく、税務判例研究も重要であり、必要であるのか。

それは、法律は制定することに意義があるのでなく、その施行、具体的な規定の適用に意味があるからである。

租税法は経済的取引を対象としており、生起しうるであろうあらゆる経済的現象を想定して立法作業が行なわれているのであろうが、そのすべてを網羅しているとはとても言いえないであろう。なぜならば経済的取引は常に法律より先行してお

り、又立法段階においては予想しない新たな現象が次々に生起するからである。その結果、課税要件法定主義の下にあっても、課税要件が個別的にかつ具体的に法律として規定しえないのである。

ここに税務判例の果たす重要な役割があるのである。租税法における欠漏を補完するのが税務判例なのではないだろうか。

近年通達が法律と同質のものとして取り扱かわれているのではないだろうか。しかし通達は国家行政組織法14条2項において規定されているが、それは上級庁の下級行政府に対する命令又は示達にすぎないものであり、何ら強制的な拘束力は持っていないのである。

この様な行政組織内部の事務処理における規範が法律と混同され、租税法の解釈や適用において非常に大きな影響を及ぼしているのは、それだけ租税法の法律としての研究が不十分であるからであろう。そしてひいてはそれが租税法律主義という憲法規定を軽んじる結果となっているのではないだろうか。

我国の税務判例は中小事業者に関する事例が非常に多いとの事である。ということは中小事業者を専門としている税理士にとって詳細に分析し、検討していくかねばならないことがまだまだ山積されていると言えるのではないだろうか。

税務判例事例が近年蓄積されてきたとはいえ、質、量ともに十分であるとは思われないが、それ以上にこれらの中重要な判例の研究が十分検討されていないものと思われる。先の大島訴訟が果した社会的な意義の大きさはだれもが認め得るものであろう。

租税法は商法や会計学等、他分野の学問とも密接な関係があり、租税法の法理論的構成には困難な問題がとても多いと思われる。しかし申告納税制度の理念にそって、法令に規定された納税義務の適正な実現を図るためにも、法律学者だけではなく、実務法律家においてもこれから十分な研究が行なわっていくことに期待している。

遊  
観  
船

## 齢40はワクワク

近畿青税 岸本 秀久

午前5時30分起床、寝具を片付けたあと、本堂の床のぞうきんがけ掃除をすましてから洗顔、そして6時より1時間“座禅”。時季は晚秋、夜明け前の底冷えの中に静座して沈思黙考。どこかで修行僧の読経の声、ようやく動き始めた街の車の音、そして小鳥のさえずり——何もかもに厳然たる響きが感じられる。やがて黎明、輝やける朝の光がお堂に差し込む。心身共に素晴らしい緊張の中に夜明けを迎えた。

姫路を中心とした税理士仲間が、10数名、京都は臨済宗の総本山妙心寺に集い、座禅を体験しようと1泊2日の行事に参加した時のことである。本来、座禅の奥義は無我無心ということであろうが、小生如き凡人にはなかなかそういう境地には到達出来ぬ。せめて瞑想なりと試みる。色々な雜念が頭をかすめ、様々な想いが心をよぎる。

小生昭和20年7月2日生の当年既に40才。青税の規約によれば、6月1日現在で41才に達した者が、現役卒業となる。得をしたと言うべきか、はたまた損をしたことになるのか分らぬ?が、幸か不幸かあとまだ1年半残っている。隣の市の加古川から辻田氏が、本年の全青税の研究部長に出ており、彼の面子をつぶさないようにといった配慮から、枯れ木も山も賑わいと秋季シンポジウムに

はるばると岐阜まで参加したのが昨日のこと。その席上でこの原稿を依頼されたわけであるから、考えるに、さっさとOB会員になって惰眠をむさぼっていた方が良かったのかも知れぬ。しかしながら小生、近畿青税の広報部長という大役を任せられている今年である。原稿集めの辛さ、苦しさは身を持って体験しているまっ最中。未だお会いしていないが、全青税広報部長の辻村氏の苦労が痛い程分かる。——よって喜んで?ペンを執っている次第である。

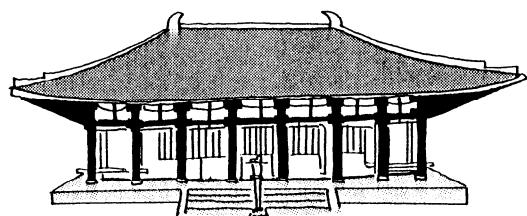
励ましの意味を兼ねた警策を肩に打たれながらこう考えた。孔子曰く、「15にして学に志し、30にして立つ、40にして惑わず……」と。小生の場合、この道を志したのが30の時、合格が36才、即開業。イロの方も含めすべてオクテで、孔子に大分遅れをとっている。齢40が不惑なんてとんでもない。仕事のこと、家庭のこと、子供のことすべて惑惑、ワクワク!!

税理士稼業が面白くなったり、怖くなったり、迷いだらけの今日この頃。マラソン人生80年とみれば、ようやく折り返し点。人生は長い。何も焦ることはない。来し方を振り顧り、行く末を思う時、前途は正に洋々。やがて花が咲き、実がなる。未来はバラ色、胸ワクワク、心ワクワク。

座禅終了の合図の鐘がチンとなった。自己を見つめる一刻があった。少しは自分が分かりかけた。朝ぼらけの中におぼろげながらも将来のあるべき姿が掴め得た。

孔子の弟子の子有曰く“本立道成”。基本が出来てこそはじめて道が成就するといった意味であろうか。57年事務所を開いた時に、大学のゼミの恩師から戴いた色紙に書かれてあった言葉である。

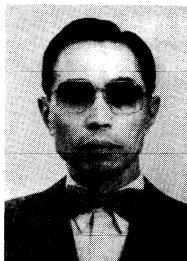
基本にたち帰り、税理士業務に邁進しようと、心に誓いつつ、ペンを置く。合掌。



## ■全青小史■

## 点より線 そして面へ

村 田 昭



昭和44年からの3年間、私が会長として努力した最大の目標は、個人加入制度を中心とした組織拡大でした。当時、連盟内部には、個人加入の促進よりも、東京・大阪・名古屋の各青税連の会員増強に各連盟が努力することによって、自動的に全国青税連を強化すべしとの考え方もあり、創設3年目としては、現実的思考であった。又、当時は、「全国」組織とはいっても、正直なところ、前記3連盟の「連絡協議体」的団体であったし、財政的基盤も弱く、「誰のが、どのようにして、個人加入運動を為すのか」という命題があった。

私は、日税連に能動的アプローチをするには、そして、商法改悪反対運動・税理士法改正運動を成功させるには、一日も早く、眞の全国組織にするべきと判断し、全国青税連としての主体性の確立の為に、更には、日税連に青年税理士の全国の声を反映させるには、個人加入の零からの出発しか方法はないと考えたのであった。

口では、個人加入制度の発展とはいっても、本当のところ、全国に散在する青年税理士の所在さえも判らない状態だったので、まず、日税連の登録カードから数回にわけて一人一人の名簿の作成から着手した。日税連の登録カードは、秘扱いでしたが、数回の日税連幹部との交渉の末、一切の責任を私が執ることを条件に、黙認してもらったことでした。今だから書けることです。こうして作成した名簿から、会報や加入呼び掛けの文書を数回に分けて発送したところ、全国各地から反応があり、最初は、文通による意見交換、電話による意思の疎通をはかりつつ、各地の現況や特殊事情を入手した。各地からの一般的意見は、「連盟の趣旨には賛同し入会希望であるが、地元では、過激集団呼ばわりされる風潮があるので、一人で入会するには勇気がいる。」であった。全国各地に案内文書を発送した直後、地方の税理士会から電

話があり、「君達の行動は、日税連を疎外することになるので、自重してほしい。君達の考えは各税理士会を通じて、日税連に反映してほしい。」

第二日税連を考えているのではないのか。」という抗議もあった。更には、「日税連に青年部を設置するので中止してほしい。」との要請もあった。数回にわたる文書作戦の結果、全国各地に、入会したいので、直接、会長に来てほしいとの要望があり、いよいよ、全国各地で積極的な直接行動を展開することになる。私が訪問して交流した主な所は、札幌、福島、郡山、横浜、埼玉、長野、浜松、広島、豊橋、高松、高知、福岡、鹿児島などであった。ある時は、アルバイトを使い文書発送を夜遅くまで作業し、翌日は、豊橋に出向し、夜行で京都に、そして、高松、高知へと足を延ばし、終り次第、空路帰京し、税理士会館に……という強行軍も体験した。ある所では、「税務署から電話があり、東京から村田が来るそうだが、どんな話しをするのか報告するように」と頼まれた出席者も居た。当時は、「青年」と名の付くだけで「アカ」呼ばわりされる始末でした。地元の青年税理士からは、入会してのメリット論の声が多かったように思います。

私は、地方の青年税理士の声を吸収しつつ、それに応える為にも、日税連の動きを直接的に伝達することを考え、商法改正・税理士法改正問題を中心に、日税連の動きを報告しつつ、青年税理士のあるべき姿を訴えた。この3年間の個人加入を中心とした組織拡大運動は、3年目には、点から線へ、線から面へとの動きとなり、全国化への第一歩は、苦しい環境の中で、確立出来たものと、今でも、確信している。紙面の都合上、組織拡大のみを記したが、今まで、誰れにも話さなかつた裏面史にも触れてみた。創造的批判精神と純粹な言動こそ、青年税理士の責務である。明日の発展を祈る。

☆ ☆ ☆

☆ ☆ ☆

☆ ☆ ☆

## 異議あり！異議なし！

異議あり！異議なし！ という見出しあは、如何にも青税らしい。議論好みの集団のにおいがする。表現が高飛車である。労組や政党の議事採決の感がする。事を明確にしないとおさまらんぞという青年の気概がある。それはそれで結構な事である。寄稿を頼まれたのはいいが、本欄第一回の大坂のS先生の寄稿をみて、その格調の高さと論調の鋭さに私は腰くだけとなってしまい、何も書けなくなってしまった。そこで仕方なく大阪のS先生の尻馬に乗って駄弁を労することとする。

S先生が“やらんが為のシンポジュームとなりつつある様に見受けられる”という鋭い意見（異議）に異議なしとしておこう。つづけて（辺境より大金をはたいて参加した者にとって、いまいちの感がする）とあるが、辺境でなく近隣から、大金をはたかず参加した者には、いまいちの感が無いという事になろうか。辺境より参加しようと大金をはたくまいか“いまいち”はいまいちである。

ところで“やらんが為のシンポジュームとなりつつある”という異議については執行部は答えね

## 編 集 後 記

- 71号をお届けします。
- 本号は一部原稿の到着が遅く、発行がおくれてしましました。広報部長の責任を痛感しております。
- 「第三次商法改正」「大型間接税の導入」その他の一連の政治状況は、私達会員に日本社会に向っている方向に対する不安感を募らせます。国民総中流意識と平和感のなかで、我々は目と意識を醒しておく必要があるようです。
- 「第三次商法改正の動向」は、当初の「基本構想」等に見られる日税連の思惑とは全く異なる方向へ流れつつある現状を、会員の皆様に早く知っていただくため、特集を組みました。
- 秋季シンポジウム担当の岐阜青税の皆様、ごくろうさまでした。感謝いたします。
- しかし各分科会の会場を、写真を撮りながら巡ってみて感じることは、実務問題に関するテーマに参加する会員のなんと多いこと。一方制度

## シンポジューム寸考

埼玉青税 上野 雅敏

ばなるまい。各单位青税が“村”でやっている程度の内容では、いずれ参加者は執行部だけとなるかもと指摘し、続いてもっとグレードをあげると結んでいるが、まさにこれはシンポジュームへの鋭い警鐘であり異議である。これを言いっぱなし、聞きっぱなしにしておいて良いと思われない。“村でやっている”程度とはどの程度の事をいうのかわからんが、私ごときは村どころか部落程度の事も思う様にやれない状況の中で逼塞している。S先生はグレードの高い内容といっているところから判断すると、従来のシンポジュームはグレートが低すぎるという事にならうが、一つ来年あたり『シンポジュームは如何にあるべきか』というシンポジュームを開催したらいかがだろうか。テーマとして ①グレートの高低について、②村か市か県か、③盛沢山か一品料理か、等々について議論してみたいと思う。盛大なるシンポジュームになるに相違あるまい。

☆ ☆ ☆

問題に関するそれなんと少ないこと。

青税も実務の季節なのでしょうか。

- 本号より各单位会相当の欄を設け、お好きに御料理していただく予定でおりました。名古屋青税広報部長の武野会員よりすでに原稿もいただいておりましたが、「第三次商法改正の動向」が非常に多くのスペースを必要としましたため、誠に申し訳ありませんが、次号の掲載ということでお許し下さい。
- 「青税の人々への手形」は全国青年司法書士連絡協議会副会長の細田氏より原稿をいただきました。全青税もそろそろ20周年を迎えるというのに、他業界で全青税とは未だ“未確認飛行物体”なのか。
- 「全青小史」は全青税第二代会長の田村昭先生に執筆していただきました。「小史」ですので表面史より、裏面史にこそ青税の真実が写るのかもしれません。

☆ ☆ ☆